

玉村町部活動ガイドライン

平成30年5月
玉村町教育委員会

目次

はじめに	1
1 部活動の位置付けと意義	1
(1) 位置付け	
(2) 意義	
2 部活動の組織的な運営	2
(1) 学校における部活動方針の策定	
(2) 指導・運営に関する体制の構築	
(3) 部活動の評価、改善等	
(4) 体罰等の許されない指導の未然防止	
3 効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 顧問教員の役割	
4 休養日及び活動時間の設定等	4
(1) 適切な休養日等の設定	
(2) 活動時間	
5 安全管理と事故防止	4
(1) 健康状態の把握	
(2) 安全点検と安全指導	
(3) 天候や気象を考慮した指導	
(4) 事故への対応	
終わりに	5
(資料1) 活動計画及び活動実績作成についての留意事項	6
(資料2) 活動計画・活動実績(例)	7

はじめに

中学校における部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動です。生徒にとって、スポーツや文化及び科学等に親しむことを通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、生徒の多様な学びの場として、大きな意義をもっています。また、体力の向上や健康の増進を図ることができるとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、極めて有意義な役割を担っています。その一方で、教育活動としての本来の姿が見失われ、勝利することのみを目指した技術中心の活動が行われたり、長時間の練習や休日がとれないことによる疲労の蓄積やスポーツ障害などの問題が生まれたりしていることも否めません。

そこで、玉村町教育委員会では、部活動が、生徒の健やかな成長にとって望ましい活動になるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」及び「適正な部活動の運営に関する方針（群馬県教育委員会）」に則り、「玉村町部活動ガイドライン」（以下「町ガイドライン」）を策定しました。

町ガイドラインでは、部活動の位置付けや意義を確認した上で、部活動の組織的な運営や活動時間（土日、休養日等を含む）などに関して配慮すべき事項等についてまとめました。

1 部活動の位置付けと意義

（1）位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月）では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意する」「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」について明示しています。

具体的には、第1章総則 第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等で、中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 部活動の意義と留意点等で部活動について、下記のとおり規定しています。

【中学校学習指導要領 平成29年3月】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする

【中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）】

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては、第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地

域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外のような活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外のような教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

(2) 意義

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化的活動など同じ分野に興味や関心をもつ生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、以下のような様々な意義や効果をもたらします。

- ・ 学校生活の充実
- ・ 学級や学年を離れた異年齢の人間関係の形成
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などの育成
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感
- ・ 体力の向上や健康の増進

このように部活動は、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に向けて重要な役割を果たしています。したがって、大会での成果を求めるあまり、勝利を追求しすぎたり、過重な練習を強いたりすることのないよう、部活動の意義を踏まえた運営を行うことが大切です。

2 部活動の組織的な運営

(1) 学校における部活動方針の策定

- 校長のリーダーシップのもと、各中学校においては以下の2点について取り組みます。
 - ① 「町ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を作成します。
 - ② 全ての教職員が年度当初の職員会議等で学校の方針を確認するとともに、学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校評議員会、学校公開、学校通信等を利用して保護者や地域に説明し、共通理解を図ります。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、以下の3点について取り組みます。
 - ① 生徒や教員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を運営できるよう、適正な数の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示します。
 - ② 顧問教員の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校

務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

③毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

○顧問教員は、以下の3点について取り組みます。

①毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出します。（資料1・2）参照

②各部の活動方針について保護者会等で説明し、部活動の適切な運営について理解を得ます。

③練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにします。

（3）部活動の評価、改善等

○校長は、適切に部活動を運営するため、各学校の部活動に対しての取組や各部の活動を評価し、改善していくことが必要です。改善策等を提案してもらう機会として、学校評議員会などを活用し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて意見を聞きます。

（4）体罰等の許されない指導の未然防止

○学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されません。

○校長、顧問教員及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行います。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問教員から積極的に説明し、理解を得ます。

3 効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

○校長及び顧問教員は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底しなければなりません。

（2）顧問教員の役割

○運動部顧問教員においては、以下の3点について留意します。

①スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。

②生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

③専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や

- 女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。
- 文化部顧問教員においても、生徒が生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る中で、生徒が興味・関心をさらに高めながら活動し、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

4 休養日及び活動時間の設定等

(1) 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の健康のことを考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするためにも適切に設定することが重要です。

① 週当たりの休養日の設定

- ・週2日以上（平日に1日と土、日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定します。
- ※大会参加等により、やむを得ず土、日曜日両日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保します。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・土、日曜日は原則休養日とします。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けます。
- ※大会参加等により、やむを得ず土、日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保します。

(2) 活動時間

- 生徒一人の1日の活動は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日（学期中の土、日及び祝日・休日）は3時間程度とします。
- 朝練習をする場合は、朝練習と放課後の活動とを合わせて、平日の活動時間の枠の中で時間を配分します。実施する場合には、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、生徒と保護者・顧問教員等が十分に話し合い、希望者のみの参加とします。
- 練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動します。

5 安全管理と事故防止

(1) 健康状態の把握

- 顧問教員は、日頃から生徒が自分の健康管理について関心や意識をもち、適度な休養と栄養及び水分の補給に留意できるよう指導します。
- 顧問教員は、活動の際に生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断します。
- 健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、学校全体での共通理解のもと、健康状態について常に把握しておくことが重要です。

(2) 安全点検と安全指導

部活動においては、ケガや事故の発生事例が多くなる傾向があります。部活動を安全な活動とするために、学校全体で以下の点に留意します。

- 練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒自ら使用前の安全確認を行わせる。
- 安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努める。
- 施設・用具を正しく使用させるとともに、その施設・用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意する。

(3) 天候や気象を考慮した指導

- 気象庁が発表する高温注意報や雷注意報などの情報を収集するとともに、WBGT計による環境条件の把握を行うなど、活動時の気象条件を考慮した指導を行うとともに、高温・多湿下では、熱中症を予防するための対策を行います。
- 暴風や雷等に対して、練習や試合の中止及び中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておきます。

(4) 事故への対応

- 事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、年度当初に危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立しておきます。
- 救命救急講習会等を実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について、全教職員で共通理解を図ります。
- 生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を適宜行い、事故発生時には適切に対応できるようにするとともに、事故を未然に予防する対応がとれるよう指導します。

終わりに

今回策定した「町ガイドライン」は、玉村町の実情を踏まえ、生徒の視点に立った部活動の改革に向けた具体的な取組についてまとめたものです。

社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校だけでは解決することができない課題が増えてきています。とりわけ、少子化が進展する中、部活動によっては、部員数の減少等により従前と同様の運営体制では維持は難しくなっている状況も見られます。

玉村町教育委員会は、中学校教職員、保護者の代表者、地域の代表者等で構成される『玉村町立中学校における部活動検討委員会』（仮称）を設置し、中学校における適正な部活動の運営の在り方等について検討を続けます。

今日、行き過ぎた指導や勝利至上主義、過度な週休日の練習や大会への参加など、部活動の運営の適正化や指導に当たる教職員の多忙化の解消が求められています。今後は、各中学校の実態を踏まえた上で、関係機関とも連携を深め、さらなる適正な部活動の運営を推進していくこととします。

(資料1)

活動計画及び活動実績作成についての留意事項 (参考)

(1) 留意事項

- ①休養日の設定や活動時間について適正な運営に留意し、生徒にとってバランスの良い生活リズムとなるよう配慮します。
- ②生徒一人の1日の活動は、平日2時間程度、学校の休業日(学期中の土、日及び祝日・休日)は3時間程度とします。

(2) 活動計画作成の手順

- ①週2日以上(平日に1日と土、日曜日のいずれか1日は必須)の休養日を設定します。
- ②土曜日、日曜日両日の活動となった場合は、平日に代替休養日(代休)を設定するようにします。

活動計画 (例)

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	休養日	○	○	○	○	○	休養日
第2週	○	○	休養日	○	○	休養日	○
第3週	休養日	○	○	○	○	○	○*
第4週	休養日	○	○	*代休	○	○	休養日
第5週	○	○	○	○	休養日	休養日	○

「○」：活動日 「代休」：代替休養日

*第4週木曜日の「代休」は第3週土日両日活動をしたため

(3) 活動計画及び活動実績

- ①活動計画は前月最終日までに、活動実績については翌月7日までに校長へ提出します。
(例) 5月分…活動計画(4月30日まで)、活動実績(6月7日まで)
- ②部員や保護者に対し活動計画を配布し、練習計画や試合日程等について理解と協力を得られるようにします。

(4) その他

- ①活動計画及び活動実績は、現在学校で使用している様式があれば、それで代用してよい。
- ②部活動が生徒の自主的・自発的な活動であることを踏まえ、活動計画は生徒と顧問教員と一緒に作成することが望ましい。